

参考資料

～ 契約方法の種類と説明 ～



(価格)競争入札方式	積算基準が明瞭であり、仕様（実務実施手法や内容）が、予め具体的に選定されたもので、誰が行っても結果の同一性が保証できる場合に適用される。
一般競争入札	不選定多数の参加者を誘引し、入札によって競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式。 誰でも参加できるという公平性と不選定多数での価格競争という経済性から入札の原則とされている方式。 現在の入札の殆どが一般競争入札ではあるが、価格だけで落札者を選定するため、信用・技術等の評価は一切できない。 そこで、参加者の信用・技術等をある程度担保するために、一定の条件を加味した『条件付き一般競争入札』としていることが主流になっている。
指名競争入札	技術、経験、実績等について信用力のある参加者を予め入札者として指名し、指名入札者間で競争入札させ、最も有利な価格を提示した者と契約締結する方式。 一般競争入札に比べ参加者が限定されているため、信用・技術等の面での安全性はある程度担保されるが、その分、競争による経済性の効果も減退すると考えられる。 正しく使われれば効率的な方式といえるが、「発注者は、公平で中立である」という前提が、談合や不正の問題により崩れかけてしまうため、現在は少額の入札や選定の業務に限定して実施されている。

総合評価 落札方式		積算基準が明瞭であり、仕様は確定可能ではあるが、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して、事業又は業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合に適用する方式である。 発注者は応札者に当該事業又は事業に対する方針やアイデア、実施手法について技術提案書と価格を提示させ、それらを統合した総合指標を用いて評価を行い、最も評価点数の高い応札者と契約を締結する。入札後は、契約の協議は行われても、入札された価格の変更は原則として無い。
一般競争 入札	標準型	工事（業務）の使用の範囲内で品質向上手法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該工事（業務）の実施方針を求め価格との総合評価を行うもの。
	簡易型	簡易型は、技術提案として当該工事（業務）の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行うもの。

コンペ方式 （設計競技方式）		プロポーザル方式と同様な業務であるが、明確な業務条件が提示できる場合に適用する方式。基本的には施設の設計者を選定する場合等に適している。（施設運営管理等には適していないと思われる。） 発注者は参加者に当該事業又は業務に対する「設計案」の提出求め、その中から最も良い「設計案」を選び、選ばれた組織（人）と契約する方法。
	公募型	一定の条件を満たす応募者を広く一般から募集するもの。
	指名型	技術、経験、実績等について信用力のある参加者を予め指名するもの。

随意契約	競争入札の方法の方法によらずに、任意に選定の者を選定して、その者と契約を締結する方法。 随意契約ができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項にある第1号から第9号のいずれかによるものではないとされている。
------	--

プロポーザル方式	事業・業務の内容に技術的工夫の余地が多いもの、又は専門的な技術が要求されるものであり、積算基準が不明瞭で予めその仕様を選定できないため、提出された技術提案に基づいて業務を実施するほうが最も優れた成果が期待できる場合に適用する方式。 発注者は参加者に当該事業又は業務に対する設計体制、アイデア及び実施方法、プロジェクトに対する考え方についてプロポーザル（技術提案）を求め、ヒアリングを実施したうえで技術提案書の内容を審査し、受託候補者を選定する。ここでいう技術提案書とは、具体的な設計案を求めることはせず、イメージ図やイラストなどによる図形表現で良い。必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを行う。あくまで、当該業務に相応しい「組織（人）」を選ぶ方法。 市の施策や方針に沿った事業を計画するため、少しでも早い段階で（できれば前年の予算編成・査定の段階から）市の政策部門担当と調整しておく。 プロポーザル方式は、技術提案書による競争であり、原則的に価格競争は行わない。（技術評価型の場合は評価基準の評価項目も少なくても簡単であるが、価格の評価は評価項目に入れるべきではない。総合評価型は多角的に評価するため評価項目が多くなる分、価格評価は評価項目の1割～2割を限度として設定する。） 価格の決定は選定者選定後に、予め発注者が開示した予算の範囲内で受託候補者と調整して決定するのが一般的である。		
技術者評価型	一定の条件を満たす提案者を求め、技術者の能力に重点を置いて評価することにより、技術的に最適な提案者を選定し、選定者との交渉合意により随意契約を締結する方式。		
総合評価型	一定の基準を満たす提案者を求め、技術提案の内容と技術者の能力を総合的に評価することにより、技術的に最適な提案者を選定し、選定された者との交渉合意により随意契約を締結する方式。	公募型	一定の条件を満たす応募者を広く一般から募集するもの。
		標準型	参加企業の技術者の能力に重点を置いて評価し、選定するもの。
		簡易型	技術提案書の提出を求める代わりに参加する各企業の責任技術者を1箇所に集め、その技術者が一定時間内に業務に関するレポートを作成し、それを技術提案書として評価し、受託候補者を選定するもの。
		指名型	技術、経験、実績等について信用力のある参加者を予め指名するもの。
		公募型	一定の条件を満たす応募者を広く一般から募集するもの。
		標準型	業務内容に対する提案企業の技術力や実施方針、業務に関する技術者の経験等の他に、具体的な取り組み方法の提示を求めるもの。
		簡易型	選定テーマに対する具体的な取り組み方法の提示を求めるもの。
		指名型	技術、経験、実績等について信用力のある参加者を予め指名するもの。

■ 地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 略

■ 地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3)～(9) 略

2～4 略

■ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(随意契約)

第11条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項(第5号、第8号及び第9号に係る部分に限る。)若しくは地方公営企業法施行令第21条の13第1項(第5号、第8号及び第9号に係る部分に限る。)又は前条第10項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる。

(1) 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

(2)～(6) 略

2 略

■ 最高裁判例(昭62.3.20) (随意契約の妥当性)

普通地方公共団体が契約を締結するに当たり、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約団体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと解すべきである。

そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び契約の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。